

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	14 件

千葉国民年金 事案 3881

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

自営業を営んでいた私の夫は、昭和52年4月に私と一緒に国民年金に加入し、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間以降、60歳で国民年金の被保険者資格を喪失するまでの期間の保険料は、付加保険料を含めて納付済みである。

また、申立期間当時、申立人の事業は順調で、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は無く、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料は納付済みであることを考え合わせると、申立期間の保険料は夫婦共に一括して過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 51 年 5 月に国民年金に加入後、一度も国民年金保険料を滞納したことは無い。保険料の領収書等は処分したが、きちんと納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 5 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無いことから、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さが認められる。

また、A市の国民年金保険料検認一覧票では、申立人の欄に昭和 57 年 7 月に市外転出の記録が確認できるところ、申立人の所持する年金手帳において、申立人はB市に転入後、国民年金の住所変更手続を遅滞なく行っていることが確認できる上、申立期間直前の同年 7 月から同年 12 月までの保険料を同市において納付していることから、任意加入期間の 3 か月と短期間である申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私の父は、私が昭和45年3月頃に国民年金の加入手続を行ってくれ、家族4人分の国民年金保険料を納付してくれていたもので、私の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き未納は無く、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人を含む家族4人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は保険料を完納しており、申立人の母及び兄も保険料を完納しているなど、申立人及びその家族の納付意識の高さが認められる。

また、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿の検認記録により、申立期間直前の昭和45年4月から47年9月までの申立人とその母の保険料の納付日が一致していることが確認できることから、申立人家族が一緒に保険料を納付していたことがうかがえる。

さらに、申立人の父、母及び兄は、申立期間の保険料を納付済みである上、申立人の申立期間の前後の期間は納付済みであり、申立期間は6か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年4月まで

私は、平成4年4月から10年3月までは大学及び大学院に在学していたため、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与していないが、父又は母が免除申請や保険料納付を行ってくれていたはずである。申立期間が未納とされていることは不自然さを感じるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録等から、平成7年1月下旬頃と推認でき、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父は、「社会保険事務所（当時）から未納保険料があるという通知をもらったので、遅れて何度かに分けて保険料を納付した記憶がある。」と述べているところ、オンライン記録において保険料の収納日が確認できる平成8年5月から11年3月までの期間については過年度納付していることが確認でき、申立人の父の記憶とおおむね一致しており、申立人の父の申述に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は過年度納付していることから、申立人の父が申立期間の保険料を過年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3885

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月

私は、年金記録において、昭和 48 年 4 月、同年 5 月及び同年 8 月の国民年金保険料が未納とされていたが、同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料領収証書が見つかったため同年 4 月及び同年 5 月は納付済みと訂正された。同年 6 月に A 市に転入届を行い、A 市において、同年 7 月分の保険料から納付しており、申立期間のみが未納とされていることは不自然であり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において申立期間以外に未納は無いことから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の所持する国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳から、申立人が昭和 48 年 6 月に B 市から A 市に転入していることが確認できる。A 市では当時の国民年金保険料の取扱いについて、「当時、集金は 2 か月ごとに行っており、8 月分の保険料は 9 月分の保険料と同時に 8 月に集金することとなっていた。また、7 月分以前の保険料についてはこの際の直接集金の対象とはしないものの、被保険者からの申出により領収していた。」と回答していることから、同年 9 月分の保険料を納付している申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 6 月まで

私は、両親が国民年金保険料の特例納付手続を行った前か後かはっきりとは覚えていないが、区役所に私の保険料の納付について相談に行き、職員から「保険料は納めてありますよ。」と言われたことを記憶しており、区役所から請求されたものは支払っていたので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、4 か月と短期間である上、オンライン記録において、申立期間①直前の昭和 52 年 12 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人は直前の期間と同様に申立期間①の保険料を現年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間②については、オンライン記録によれば、申立期間②直後の昭和 59 年 7 月から 60 年 2 月までの保険料が 61 年 8 月に一括して過年度納付されたことが確認できることから、この時点では、申立期間②の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和33年1月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から同年2月11日まで

私は、昭和28年から41年までA事業所に継続して勤務したが、当初は、B(団体)を統括するC事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、その後、A事業所で資格取得している。C事業所からA事業所に切り替わる際の33年1月1日から同年2月11日までの被保険者記録が無いが、その間も継続してA事業所に勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の前後を通じてA事業所に継続して勤務していた。」と主張しているところ、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の当時の被保険者は、「申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していた。」と供述している。

また、C事業所は、昭和33年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日に資格喪失した被保険者43名のうち、39名はD事業所で、1名はE事業所でそれぞれ同年1月1日に資格取得しており、被保険者期間に欠落があるのは、A事業所で同年2月11日に資格取得した3名(申立人を含む)のみとなっている。

さらに、申立人及びC事業所の複数の被保険者は、「C事業所が昭和33年1月にD事業所に名称変更した。」と供述しているところ、A事業所の被保険者名簿で確認できる元同僚は、「A事業所の社会保険関係事務

は、上部組織であるD事業所が行っていた。」と供述している。

加えて、A事業所の被保険者名簿には、当該事業所が厚生年金保険の任意適用事業所になった日が昭和 33 年 1 月 1 日と記載されているにもかかわらず、同日に資格取得した被保険者はおらず、申立人を含む整理番号 1 から 3 までの被保険者は、同年 2 月 11 日に資格取得しており、当該事業所に係る年金記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 33 年 1 月 1 日にA事業所における被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和 33 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月1日から63年4月15日まで

私は、A社の代表取締役であったが、同社は昭和63年3月*日に倒産した。申立期間に係る標準報酬月額が47万円から10万4,000円に減額されているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を47万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者記録については、当初、申立人の標準報酬月額の記録は、昭和62年6月から63年3月までは47万円と記録されていたところ、A社が解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月15日より後の同年5月2日付けで、62年6月に遡って10万4,000円に引き下げられている。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は代表取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正処理（昭和63年5月2日付け）は、同社がB地方裁判所から破産宣告を受けた63年4月*日から約半月後のことであり、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、申立人が代表取締役として当該遡及訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、47万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月29日から同年6月4日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、平成6年6月9日に退職するまで継続して勤務した。昭和48年5月29日付けでA社D支店から同社C支店へ異動となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された社員台帳及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月29日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和52年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月20日から同年9月1日まで

私は、昭和52年8月にA事業所D支店から同事業所C支店に転勤したが、同年8月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日に資格を取得した記録となっており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。A事業所に記録の修正を依頼したが、同事業所が社会保険事務所（当時）に修正を申し出たところ、時効により2年以上経過していることから修正できないとのことであった。第三者委員会に申し立てるので、被保険者記録を早急に修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所の辞令、B社から提出された職員原簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和52年8月20日にA事業所D支店から同事業所C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C支店に係る昭和52年9月のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年8月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月24日から同年9月5日まで

私は、申立期間のA社D支店から同社C支店への転勤時に厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落があるが、申立期間当時退職した事実はなく、継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された入社退職の証明書及び経歴一覧表並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年8月24日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月27日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月29日から同年3月1日までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B（部門）における船員保険の資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月27日から同年5月1日まで
② 昭和59年2月29日から同年3月1日まで

私は、昭和28年3月9日にA社に入社以来、61年8月31日に退職するまで継続して勤務していた。その間の厚生年金保険被保険者記録において、申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得できない。調査の上、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出されたA社発行の在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が、「通常の異動辞令は1日付けが一般的である。」と回答していることから、昭和40年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年3月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めていることから、事業主は資格喪失日を昭和40年4月27日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出されたA社発行の在職証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B（部門）から同社本社に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が、「通常の異動辞令は1日付けが一般的である。」と回答しているから、昭和59年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B（部門）に係る昭和59年1月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、事業主は資格喪失日を昭和59年2月29日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和45年11月25日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月25日から同年11月26日まで
私は、日本年金機構が発行した「被保険者記録照会回答票」によると、A社での資格喪失年月日が昭和45年11月25日、同社B支店での資格取得年月日が同年11月26日となっているが、この間も継続して勤務しており、担当者の手続ミスと思われるので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る退職証明書、経歴表及び雇用保険の加入記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年11月25日に同社C本社から同社B支店に異動）、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の同社B支店における資格取得日に係る記録を45年11月25日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月1日から44年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（後に、B社）における資格取得日に係る記録を43年9月1日、資格喪失日に係る記録を44年11月1日とし、当該期間の標準報酬月額を43年9月から同年11月までは2万2,000円、同年12月は2万4,000円、44年1月は2万2,000円、同年2月から同年8月までは2万4,000円、同年9月及び同年10月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から44年12月1日まで

私は、昭和43年9月からA事業所に勤務していた。同事業所は後に法人化されB社となったが、法人化される前の同年9月から44年11月までの期間についての厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。私の当時の職種はC（職種）及びD（職種）で、入社当初から、給与計算の際に厚生年金保険料等の天引きをしていた記憶がある。

なお、当時の同僚の中に、厚生年金保険に未加入となっている期間について、給与から保険料が控除されていたとして、記録訂正が認められている者がいる。申立期間について、私も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和43年9月1日から44年11月1日までの期間については、雇用保険の加入記録、元同僚が提出した給料支払明細書において、43年9月及び同年10月の係印欄に申立人の旧姓である「E」と手書きされていること、及び複数の元同僚が申立人以外にF姓の社員

はいなかったと証言していることから、申立人は、当該期間についてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、給与計算事務を担当していた申立人は、当時、勤務していた従業員全員から厚生年金保険料を控除していたと主張しているところ、元同僚の給料支払明細書により、昭和43年9月から44年10月までの給与から保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人は当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、元同僚の給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から、昭和43年9月から同年11月までは2万2,000円、同年12月は2万4,000円、44年1月は2万2,000円、同年2月から同年8月までは2万4,000円、同年9月及び同年10月は2万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A事業所は、申立期間において適用事業所としての記録が無い。

しかし、当該事業所は、厚生年金保険が適用される業種の事業所である上、申立人及び元同僚の供述により、5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和44年11月1日から同年12月1日までの期間については、複数の元同僚の供述等により、申立人が当該期間も継続して勤務していたことがうかがえるもの、元同僚が所持する同年11月の給料支払明細書によれば、同年11月の保険料控除は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの期間及び57年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から47年3月まで
② 昭和57年10月から61年3月まで

私は、会社を辞めた後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料を集金人に納付した。C市へ転居後も継続して加入し、57年10月から61年3月までの保険料は金融機関で納付した。申立期間①及び②が未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、会社を退職した後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の国民年金手帳は同年3月17日に発行されていることから、同日に国民年金の加入手続が行われたと推認でき、申立人の主張とは相違する。

また、申立人は申立期間①当時、厚生年金保険被保険者である夫の配偶者であることから、申立期間①は国民年金の任意加入対象期間となり、申立人の国民年金の加入手続時点では遡って任意加入することはできないことから、申立期間①は国民年金に任意未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間①に係る保険料の納付をうかがわせる記載は確認できない。

2 申立期間②については、申立人は昭和 57 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得したことが上記手帳に記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間②は国民年金に任意未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から41年6月まで

私は、高等学校を卒業後、A区のB事業所に住み込みで働いており、昭和40年8月頃、事業主の奥さんが、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。同店を退職するときに年金手帳を受け取ったのだから、申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年8月頃、当時勤めていたB事業所の事業主の妻が、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付をしてきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続きが行われたのは41年8月頃と推認できる上、特殊台帳、国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳では、申立人が国民年金の被保険者資格を同年7月30日に取得していることが確認でき、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、B事業所の現在の事業主の妻は、「当店は当時から個人事業所で厚生年金保険に加入しておらず、各個人で国民年金に加入するのが原則であり、事業主として加入手続き及び保険料の納付をすることは無かった。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間に係る加入手続き及び保険料の納付状況について具体的に記憶していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間、55 年 1 月から同年 6 月までの期間、56 年 7 月から同年 9 月までの期間及び平成 2 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで
④ 平成 2 年 3 月

私は、昭和 42 年 12 月に国民年金の加入手続を行い、その後、63 年 9 月以外の国民年金保険料は全て自分で納付したはずであり、申立期間①から④までの期間が未納とされていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までは、連続した年度の一部未納期間であり、特殊台帳では未納と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間④についても、オンライン記録において、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は計 4 回に及び、同一の行政機関が同一人に対して複数回の記録管理の誤りを繰り返すことは考え難い上、申立人が申立期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3890

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から12年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から12年9月まで

私は、平成7年から15年までA市B区で一人暮らしをしていたが、12年10月頃、母に国民年金保険料は納付しておいた方が良いと勧められたため、B区役所に保険料納付の相談に行ったところ、同区役所職員に2年前まで遡って納付できると言われたので分割納付を申し出た。後日、手書きの納付書が郵送されてきて、郵便局の窓口で3回から5回ぐらいに分けて納付した。領収書は残っていないが、区役所で相談したとき渡された書類があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B区役所において国民年金保険料を遡って納付できる期間について相談したことを示す資料を所持しており、申立内容のとおり同区役所で未納の保険料について納付の相談を行ったことは推認できる。

しかし、申立人は相談の際に受け取った、本来、記名捺印して区役所に提出しなければならなかった申立期間の国民年金再加入のための資格取得届書を現在も所持していることから、相談はしたが資格取得届書は未提出であったため、申立期間は国民年金に未加入の状態のままであったと認められる上、平成13年8月23日時点におけるオンライン記録の未適用者一覧表作成記録により、申立期間は国民年金再加入の手続がされておらず、未加入期間であることが確認されており、制度上、納付書が発行されることは無い。

また、申立期間は平成9年1月の年金制度に基礎年金番号導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでお

り、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない上、未加入期間に納付が行われた場合は機械的に過誤納となるが、申立期間についてオンライン記録に過誤納発生記録は見当たらず、納付が行われた事実のほうがえない。

さらに、A市は当時の国民年金事務取扱いについて、「手書きの現年度保険料の納付書を区役所から郵送することはあったが、過年度保険料の納付書については区役所から郵送することは一般的ではなく、区役所が社会保険事務所（当時）に進達した届書により社会保険事務所が郵送していた。」と回答しており、この回答どおり申立人が所持している資格取得届書は2枚複写の届書で、2枚目は社会保険事務所への進達用となっており、備考欄には「過年度分割納付する」と記入されていて、区役所が申立人から資格取得届書が提出されたら社会保険事務所に過年度保険料の納付書の発行を依頼しようとしていたことがうかがわれ、区役所から過年度保険料を含む申立期間の納付書が送られてきたという申立人の申述とは相違する。

加えて、申立人は納付した金額を10万円台ぐらいだったかもしれないと述べているが、申立期間の納付に必要な金額は30万5,900円であり大きく相違している上、申立人の母からも送金の額及び具体的な内訳について明確な証言は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年3月まで

私は、平成元年12月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険に加入するまでの4か月間の国民年金保険料を納付してくれたと聞いているので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記号番号は、オンライン記録上、A市及びB市においてそれぞれ別の記号番号が払い出されたことが確認できるものの、平成3年7月頃にA市で払い出された記号番号は、国民年金の被保険者資格を同年4月1日付け取得として付番されたが、この時点で申立人は厚生年金保険の被保険者であることから重複加入となり、当該記号番号に係る国民年金の資格記録は同年8月7日に取り消され、申立人は手番無効者として取り扱われており、申立期間に係る納付書が交付されたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間当時短期大学生であったが、平成3年3月以前の学生期間は国民年金の任意加入対象期間であることから、8年9月頃にB市で記号番号が払い出された時点では、遡って任意加入することはできず、申立期間は国民年金に任意未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる上記以外の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は、

「申立人の年金手帳が交付されたことは記憶しているが、保険料の納付先、納付時期、納付金額等は覚えていない。」と申述しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3892

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年5月まで

私は、勤務している会社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務する会社が厚生年金保険の適用事業所となった後に、市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、申立期間の保険料を納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成9年6月及び同年7月の保険料を、勤務する会社が厚生年金保険の適用事業所となった約2年後の11年7月に過年度納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、平成9年1月以降は基礎年金番号制度導入後の期間であることから、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私の国民年金については、養母が加入手続を行い、結婚するまでの国民年金保険料も養母が納付してくれた。養母から渡された年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日が昭和45年*月*日と記載されているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の養母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、昭和50年4月頃に払い出され、申立人の国民年金の加入手続は同時期に行われたことが推認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和50年4月頃は、第2回特例納付の実施期間中であり、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することは可能であるが、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の養母は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の養子縁組前の氏名を含めて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの期間、62 年 2 月から 63 年 3 月までの期間、同年 12 月から平成元年 7 月までの期間、2 年 1 月から同年 4 月までの期間、4 年 4 月から同年 7 月までの期間、6 年 6 月、8 年 10 月から 9 年 3 月までの期間、10 年 5 月から同年 12 月までの期間、14 年 5 月から同年 12 月までの期間及び 16 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 12 月から平成元年 7 月まで
④ 平成 2 年 1 月から同年 4 月まで
⑤ 平成 4 年 4 月から同年 7 月まで
⑥ 平成 6 年 6 月
⑦ 平成 8 年 10 月から 9 年 3 月まで
⑧ 平成 10 年 5 月から同年 12 月まで
⑨ 平成 14 年 5 月から同年 12 月まで
⑩ 平成 16 年 1 月

私は、市役所の年金課から何度も催促されたので、自分で国民年金の加入手続を行い、平成 9 年頃までは自分で、10 年以降は妻が国民年金保険料を納付していたはずであるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、2 回払い出されており、1 回目の手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から昭和 61 年 2 月頃に A 市で払い出されたことが確認でき、2 回目の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成元年 5 月 26 日に社会保険事務所（当

時) からB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できることから、申立人が最初に国民年金の加入手続を行ったのは昭和 61 年 2 月頃であると推認でき、申立期間①の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②、③及び④については、オンライン記録において、平成 6 年 1 月 20 日に厚生年金保険の被保険者記録が統合されたことにより発生した未納期間であることが確認でき、同時点で時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間は 10 回、合計 98 か月と長期間に及んでおり、申立人及びその妻は、厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から55年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から55年3月まで

私は、A市に転居した直後の昭和47年7月頃に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、付加保険料とともにA市役所またはB区役所の窓口で定期的に納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を付加保険料とともに納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から55年3月頃に払い出され、同時期に申立人の加入手続が行われたと推認でき、申立人の主張と相違している。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和55年3月頃は、第3回特例納付の実施期間中であるが、C区が保管する第3回特例納付に係る「附則4条納付者リスト」に申立人の氏名は存在せず、申立人は、「過去の保険料を遡って納付したことは無い。」と供述している。

さらに、申立人は、「昭和47年頃に国民年金の加入手続と同時に付加保険料納付の申出を行った。」と供述しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、55年3月19日に付加保険料納付の申出を行った記載があり、制度上、同年2月以前の付加保険料は遡って納付することはできない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を現年度納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が平成3年10月頃に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の加入記録から8年6月頃に払い出され、同時期に申立人の加入手続きが行われたと推認でき、同時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとする申立人の母は、加入手続きの時期、保険料の納付方法、納付金額等について記憶しておらず、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年11月までの期間及び平成2年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年11月まで
② 平成2年2月から同年6月まで

私は、平成2年2月にA事業所を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い、同月から国民年金保険料を自分で納付した。また、加入手続の際に、昭和63年4月から同年11月までの未納に気付き、その期間の納付書を送付するように依頼し、送付された納付書で父が保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の加入記録により、平成8年1月頃に払い出され、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料を納付した者及び保険料の納付方法について申述を変遷させており、保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年6月までの期間及び55年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から51年6月まで
② 昭和55年7月から60年3月まで

私は、昭和51年6月にA区役所の年金課において、未納であった申立期間①の国民年金保険料を全て納付することができると勧められて、35か月分の保険料として4万9,000円くらいを納付した。申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、昭和55年7月に結婚し、B市でC（業種）を開業した頃、B市役所の年金課から保険料の納付書が郵送されてきたので、同年7月からは3か月ごとに1万1,310円を、その後も納期限ごとに納付してきた。申立期間②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和51年6月にA区役所の年金課において、未納であった申立期間①の国民年金保険料を全て納付することができると勧められて、35か月分の保険料として4万9,000円くらいを納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、53年6月頃にA区において払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において、申立期間①のうち51年3月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①の保険料を一括して納付する場合、特例納付により納付する方法が考えられるが、仮に申立人が昭和53年7月から実施された第3回特例納付により申立期間①の保険料を納付した場合、必要と

なる保険料額は合計で 14 万円であり、申立人が一括して納付したと申述する保険料額と大きく相違している。

- 2 申立期間②については、申立人は、B市役所の年金課から保険料の納付書が郵送されてきたので、昭和 55 年 7 月から納期限ごとに保険料を納付したと述べているところ、住民票において、申立人が同年 7 月 4 日に A 区から B 市へ転入したことは確認できるが、オンライン記録によると、A 区から B 市へ転居したことによる国民年金被保険者の住所変更日は 60 年 5 月 20 日となっていることから、当該住所変更日以前に B 市において保険料の納付書が発行されるとは考え難い上、国民年金被保険者の住所変更が行われた同年 5 月を基準にすると、58 年 3 月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、A 区における国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の備考欄には「不在」の印が押されていることが確認でき、B 市へ転出したことにより不在被保険者と扱われた可能性が考えられることから、A 区では申立人の所在は把握されておらず、保険料の収納業務は行えなかったことを踏まえると、申立人が A 区において申立期間②の保険料を納付したとも推認し難い。

さらに、申立期間②は 57 か月と長期間である上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間②は申立人と同じく未納である。

- 3 申立人に対する別の手帳記号番号の有無について、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3899

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月

私は、昭和63年12月に会社を退職し、A市で国民年金の加入手続を行っており、そのときに納付書をもっていただければ必ず国民年金保険料を納付しているはずであるので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月に会社を退職し、A市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）からB区に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人は平成7年9月から同年10月頃までに国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる上、同年9月を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から60年3月まで

私は、昭和56年頃に国民年金に加入して自分で国民年金保険料を納付してきた。当時、同居する予定だった夫の祖母から、「年金はありがたいからちゃんと払っておくように。」と言われていた。申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年頃に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により60年2月4日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、A市の国民年金被保険者名簿には、「60. 4カミ シンキ シュトク」の記載があることから、申立人の国民年金の加入手続は同年4月上旬に行われたと推認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間のうち、昭和57年12月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立人は過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立期間は45か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3901

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年4月までの期間及び平成元年3月から9年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年4月まで
② 平成元年3月から9年6月まで

私は、昭和61年頃にA区役所から国民年金保険料の納付を督促する通知が自宅に届いたが、届いた納付書をそのままにしており金額が増えたため、保険料の分割納付をA区役所に申し出て、未納分の保険料を納付した。それ以降の保険料については毎月納付し、申立期間の保険料は全額納付したはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年頃にA区役所から国民年金保険料の納付を督促する通知が届き、未納分の保険料を最初は分割で、その後は毎月納付していたと主張しているが、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前においては、国民年金に加入した場合、国民年金手帳記号番号の払出しを受け、その手帳記号番号に基づき保険料を納付するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①は25か月、申立期間②は100か月と長期間にわたっており、これほどの期間において行政側が年金記録事務を誤ったとは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3902

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年4月まで

父が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、父が集金に来た町内会の役員に家族の国民年金保険料を納付していた。私は、父から保険料は月額100円で3か月分を納付していたと聞いており、その役員が集金に来たときに会ったこともある。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が国民年金の加入手続を行ってくれ、父が集金に来た町内会の役員に家族の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月16日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同時期以降に国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3903 (事案 2284 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 51 年 9 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 51 年 9 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 7 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に A 市 B 区役所にて国民年金の加入手続を行い、今なら 47 年 4 月まで遡って国民年金保険料を納付できると聞いたので同年 4 月から 52 年 3 月までの保険料として 3 万円から 4 万円を納付した。前回の申立てにおいて、国民年金の加入時期が 53 年 12 月だと思っていたが、実は 52 年 4 月だということ思い出したので、申立期間①について再調査してほしい。

また、申立期間②については、昭和 57 年 8 月に A 市から C 町（現在は、D 市）に引っ越したが、C 町役場で転入の届出と国民年金の住所変更手続を行い、同年 8 月から 58 年 7 月までの納付書を受け取り、後日 C 町役場で保険料を納付したはずである。同年 4 月から同年 7 月までの期間が全額免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人は、昭和 53 年 12 月に A 市 B 区役所にて国民年金の加入手続を行い、47 年 4 月まで遡って国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人が加入手続を行った昭和 53 年 12 月時点は第 3 回特例納付実施期間中であり、申立期間①の保険料を納付することは可能であったが、申立人が納付したとする保険料は特例納付に必要な金額と大幅に異なる上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらないことなどを理

由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 4 月 28 日付けで申立期間①の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして申立期間①のほかに、新たに申立期間②を含めて再申立てを行っているが、申立期間①については、申立人からは申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 57 年 8 月に同年 8 月から 58 年 7 月までの保険料を C 町役場で納付したと主張しているが、57 年 8 月時点では、58 年 4 月以降は翌年度となり、D 市役所は、「57 年当時の C 町役場では、現年度保険料のみ納付可能だった。また、当時役場内に E 銀行の派出所が設置されていたが、現年度保険料のみ納付可能であった。」と回答しており、申立期間②当時、C 町役場において翌年度分を含む保険料の収納は行われていないことから、申立人が申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から同年12月1日まで
② 昭和24年2月から同年12月1日まで
③ 昭和25年2月から同年12月1日まで

私は、昭和23年4月から同年12月1日までの期間及び24年2月から同年12月1日までの期間は「A丸」に、25年2月から同年12月1日までの期間は「B丸」に、いずれもC県D市において父親と共に3年間乗船し、E（業務）をしていたが、いずれの乗船期間も船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳（昭和26年2月3日交付）の記録及び申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人が26年2月7日に初めて船員保険に加入していることが確認できるが、申立期間①、②及び③に船員として乗船していたかは確認できない。

また、申立人はいずれの期間においてもC県D市において実父と一緒に乗船していたと主張しているところ、F協同組合は、申立期間①、②及び③に申立人の記録は無いと回答している上、G組合にも照会したが、当該組合は、昭和28年以降の記録しか分からないと回答している。

さらに、申立人の実父の船員保険被保険者記録は、船員保険被保険者台帳（旧台帳）により、昭和25年4月6日から同年8月15日までが最初の被保険者記録であることが確認でき、次に26年2月1日から同年12月1日までがB丸の被保険者記録であることが確認でき、申立人の最初の被保険者記録（26年2月7日から同年12月1日まで）と符合する。

加えて、申立人は、結婚したときに母親からもらった船員保険年金番号

証が、申立期間①、②及び③に係る船員保険の記録が存在していることを示す証拠であると主張しているが、船員保険年金番号証が交付されるようになったのは、「船員保険法施行規則の一部改正について（昭和 45 年 5 月 29 日庁保発第 12 号）」に基づき 45 年 6 月 1 日以降であり、申立期間①、②及び③より後であることから、申立期間①、②及び③に船員保険に加入していたと主張する証拠とはなり得ない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年から20年6月20日まで
② 昭和20年11月30日から22年まで
③ 昭和29年4月から30年3月1日まで
④ 昭和30年11月1日から31年7月まで

私は、申立期間①及び②についてA社での厚生年金保険の加入記録が昭和20年6月20日から同年11月30日までの5か月間となっているが、私の記憶では19年頃から22年頃まで勤務していたと思うので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③及び④についてB社での厚生年金保険の加入記録が昭和30年3月1日から同年11月1日までの8か月間となっているが、私の記憶では29年4月頃から31年7月頃まで勤務していたと思うので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、既に清算終了しており、代表清算人は、「申立期間①当時の書類は無く、申立人の勤務実態及び社会保険の加入状況等については不明である。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年3月20日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得した元同僚全21名から供述を得ようとしたが、全員が連絡先不明又は死亡していることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号(*)は、A社の被保険者名簿により、当該番号を含む記号番号*から*までは同社の被保険者に対し一括して払い出されたものであることが確認できる上、当該記号番号の払出簿には払出日の記載は無いが、前後に記載されている他の事業所の被保険者の資格取得日が昭和20年5月1日から同年8月7日までの間で記録されていることから、申立人が同社において同年6月

20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録に不自然さは無い。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、A社における資格取得日は昭和20年6月20日となっており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人がA社における資格を喪失した昭和20年11月30日から当該事業所が適用事業所でなくなった21年11月30日までに資格喪失している者は、4名確認できるが、いずれも連絡先が不明であり、申立期間②における勤務実態が確認できない。

また、申立人の被保険者台帳（旧台帳）により、昭和20年11月30日に資格喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③及び④については、B社の事業主は、「申立期間③及び④当時の関係書類は無く、申立人の勤務実態及び社会保険の加入状況等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③及び④における保険料の控除について確認できない。

また、B社の被保険者名簿において、申立期間③及び④に被保険者資格を有し、連絡先が判明した3名のうち供述が得られた2名は、いずれも「申立人を知っているが、勤務期間について覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間について特定することができない。

さらに、申立人の被保険者台帳（旧台帳）により、B社における被保険者資格を昭和30年3月1日に取得し、同年11月1日に喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間③及び④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 53 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 4 月に A 社（当時）に入社し、平成 14 年 3 月末日に B 社を定年退職するまで継続して勤務したが、昭和 52 年 8 月 1 日に C 社（当時）D 支店から E 支店に転勤した際、標準報酬月額が 32 万円から 26 万円に減額されていることが納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、B 社から提出された申立人に係る「人事カード」によれば、申立人が C 社 E 支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した時点の給与は 25 万 2,700 円（月俸：6 万 5,700 円、資格手当：14 万 8,500 円、職務手当：3 万 8,500 円）と記載されており、その給与支給総額に見合う標準報酬月額は 26 万円であることが確認できる。

また、F 企業年金基金から提出された申立人に係る企業年金基金加入員台帳により、申立期間の標準報酬月額は 26 万円であったことが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡はみられない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 16 日から 43 年 12 月 30 日まで
② 昭和 45 年 6 月 10 日から 47 年 12 月 9 日まで
③ 昭和 48 年 3 月 12 日から 49 年 8 月 1 日まで

私の厚生年金保険の記録上、申立期間①のA社における標準報酬月額は3万9,000円から5万2,000円と記録されているが、その間の給与手取額は16万円から18万円だった。また、申立期間②のB社における標準報酬月額は5万6,000円と記録されているが、その間の給与手取額は21万円から23万円だった。さらに、申立期間③のC社（現在は、D社）における標準報酬月額は6万円から8万円と記録されているが、その間の給与手取額は13万円だった。申立期間①、②及び③の標準報酬月額をそれぞれの給与手取相当額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社における標準報酬月額は3万9,000円から5万2,000円と記録されているが、その間の給与手取額は16万円から18万円だった。」と主張している。

しかし、申立期間①当時、A社において財務担当として同社の厚生年金保険関係事務を統括していた元取締役は、「社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、各社員の給与支給額に基づいて決定していたので、申立人の給与についても、3万9,000円から5万2,000円の給与が支払われていたと思う。」と回答している。

また、当該事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者の標準報酬月額は、申立人とほぼ同一

水準にあることがオンライン記録により確認でき、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に係る標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「B社における標準報酬月額は5万6,000円と記録されているが、その間の給与手取額は21万円から23万円だった。」と主張している。

しかし、申立期間②当時の総務担当取締役は既に死亡しており、申立期間②に係る保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が元同僚（主任）として挙げた被保険者二人のうちの一人は、「私の標準報酬月額は、実際に支給された給与金額と多分一致していると思う。」と供述している上、当該事業所において、申立人と同時期に被保険者資格を取得している被保険者の標準報酬月額は、申立人とほぼ同一水準にあることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿の申立期間②に係る標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「C社における標準報酬月額は6万円から8万円と記録されているが、その間の給与手取額は13万円だった。」と主張している。

しかし、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、被保険者資格喪失時の標準報酬月額は6万円と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、当該事業所の被保険者名簿の申立期間③に係る標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当

たらない。

このほか、申立期間③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4120

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 7 日から平成元年 4 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 1 月から平成 3 年 10 月に退社するまで、A社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び社員旅行の写真から、申立期間当時、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、平成元年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所になる前の期間である上、当該事業所の事業主及び元事務担当者は、「申立期間当時、従業員は国民年金及びB（業種）関係の国民健康保険組合に各人で加入しており、厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立期間当時、申立人と当該事業所で一緒に勤務したが、皆、国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、当該事業所が適用事業所になった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 10 人のうち、申立人を除く 9 人は、申立期間当時国民年金に加入していることがオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 8 月 20 日まで
私は、A社にB（職種）として昭和 45 年 2 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年 8 月 20 日と記録されている。同社への転職が決まってから、C社を退職したので、厚生年金保険の被保険者期間に欠落は無いはずであり、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において被保険者資格を有していた4人は、「申立人の入社した時期は覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所は、昭和 49 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所の元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、D健康保険組合は、「平成 12 年 3 月以前に資格喪失している被保険者の記録は保持していない。」と回答している上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 45 年 8 月 20 日と記録されており、オンライン記録と一致している上、同被保険者名簿において、記録訂正等の不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで

私は、平成 2 年 9 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで、A 市 B 区 C に所在した D (機関) 内の E 社 (現在は、F 社) が運営する G 事業所において H (職種) として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたが、申立期間に係る標準報酬月額は、実際に支給された報酬月額よりも低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された I 銀行 J 支店作成の「普通預金取引推移一覧表」により、申立期間において、E 社から振り込まれた金額は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 18 万円よりも高額であることが確認できる。

しかし、F 社は、「申立期間において、申立人の申立てどおりの標準報酬月額を 30 万円から 32 万円とする厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行い、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除したか否かは、当時の関係書類が無いため、不明である。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の上司の標準報酬月額は、被保険者資格取得日である平成元年 11 月 16 日から 2 年 6 月まで 20 万円となっているところ、当該元上司は、「私の 2 年 5 月分の給与明細書には、基本給が 19 万 3,700 円、手取りが 32 万 6,684 円と記載されている。当時、採用直後の 3 か月間は、試用期間であったため、基本給が低額に抑えられたものと思われ、その記録に不満は無い。」と供述している。

さらに、申立期間当時、当該事業所の K 事務所において、給与事務を担当していた元社員は、「申立人は、採用当初は準社員であったと記憶して

いる。準社員の場合、基本給は低額で定められていたが、手取額は、残業手当等の諸手当を含むと、申立人の主張どおりの額が支給されていた。厚生年金保険関係の事務は本社人事課が行っていたが、申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、基本給相当額が届けられたものと思われる。」と供述している。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 2 日から 30 年 6 月 30 日まで

私は、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無く、申立期間と一緒に働いていた元同僚は、申立期間に係る厚生年金を受給しているので、申立期間の被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、給付種類に「脱」の記載があり、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額及び支給日の記載があるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 15 日後の昭和 30 年 7 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 30 年 7 月 15 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、57 年 6 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 6 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、三交代制で業務に従事した。この間、給与は昇給こそあったが、降給は無かったので、申立期間について標準報酬月額が下がっていることに納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、B 社は、賃金台帳等の申立人に係る関連資料について、「平成 8 年 10 月 1 日に A 社と合併したので、それ以前の資料は、保存していないし、所在も不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、C 健康保険組合は、申立人の加入記録等について、「申立人の記録については、残っていない。」と回答している上、A 社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致しており、申立期間における標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な記録管理が行われた形跡はうかがえない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 26 日から 43 年 10 月 20 日まで
私は、昭和 42 年 9 月 26 日から 43 年 10 月 20 日まで A 区にある B 社に C (職種) として勤務していた。一緒に勤務していた元同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分だけ厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」、「昭和 50 年頃まで、C (職種) は給与の日払を希望して厚生年金保険の加入を拒む者が少なくなかった。」と回答している。

また、当該事業所が加入している D 厚生年金基金は、「申立人の B 社における加入員記録は確認できない。また、厚生年金基金と社会保険事務所 (当時) への届出様式は複写式であった。」と回答している上、当時勤務していた元従業員は、「申立人のことは覚えているが、勤務期間は不明である。また、厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 9 月頃まで
② 昭和 48 年 3 月 1 日から同年 6 月頃まで
③ 昭和 48 年 7 月頃から 51 年頃まで
④ 昭和 52 年 12 月頃から 53 年 12 月頃まで
⑤ 昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日まで
⑥ 昭和 61 年 12 月頃から 62 年 2 月 1 日まで

私は、A社B支店を退職し、昭和 45 年 9 月 1 日から同社の派遣社員となりC事業所D課のE事務所に 46 年 9 月頃まで勤務していた。48 年 3 月 1 日から同年 6 月頃までの期間については、F社に勤務していた。同年 7 月頃から 51 年頃までの期間については、G氏の経営する事業所でH（業務）をしていた。52 年 12 月頃から 53 年 12 月頃までの期間については、I社に勤務していた。58 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日までの期間については、J事業所にK（職種）として勤務していた。61 年 12 月頃から 62 年 1 月末までの期間については、アルバイト募集の広告を見て応募し、L社（現在は、M社）に勤務しN（業務）をしていた。

それぞれの申立期間において厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社B支店を退職し、昭和 45 年 9 月 1 日から同社の派遣社員となりC事業所のE事務所に 46 年 9 月頃まで勤務していた。」と主張している。

しかし、A社は、「当社が保管している資料に申立人の申立期間①に

係る厚生年金保険の加入記録は無く、申立人が申立期間①において勤務していたかどうか不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、当該事業所の総務部会計課に勤務していた元従業員は、「申立期間当時、O（部門）のP課にQ（業務）を行う部署はあったが、会社からC事業所E事務所への派遣社員制度があった記憶は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、派遣先事務所の元同僚の氏名及び勤務地を記憶していないことから、調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「F社に勤務していた。」と主張しており、当該事業所から受領したとする給与明細書を提出している。

しかし、事業主は、「当時の資料は保存されておらず、申立人が勤務していたか否かは不明である。また、申立人から提出された給与明細書は、当社が作成発行したものか否かは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が元同僚として氏名を挙げた者は既に死亡しているため、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②前後に厚生年金保険被保険者資格を有する者について調査したところ、唯一連絡が取れた元従業員は、「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「G氏の経営する事業所でH（業務）をしていた。」と主張しているところ、申立人が事業主の親族として氏名を挙げた者から、事業所の名称が「R」又は「S」であったとの供述が得られたが、オンライン記録において、「R」又は「S」に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において「R」又は「S」という事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人が事業主として氏名を挙げた人物については、オンライ

ン記録において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶していない上、上記事業主の親族は当該事業所について、「住み込みの者が2、3名働いていた程度の小規模なお店であったと記憶している。」としている以外に具体的な供述は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、I社の元事業主の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、「当社は、現在は事業活動を休止しており、当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所の被保者名簿において、申立期間④に被保険者資格を有する4名に照会を行ったが、回答を得ることができず、申立人の保険料控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間④に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、申立人は、「J事業所にK（職種）として勤務していた。」と主張しているところ、事業主及び元従業員の証言から、勤務期間は特定できないものの、当該事業所にアルバイトのT（職種）として勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「当時の資料が保管されていないため正確な勤務期間は不明であるが、申立人がアルバイトのT（職種）として週に1回か2回勤務していた記憶はある。ただし、アルバイトについては、社会保険等の加入は一切させていなかった。」と回答している。

また、当該事業所の元従業員は、「申立人はアルバイトのT（職種）であったと思う。」としているほか、U（業務）担当の元従業員も、「申立人のことは記憶に無いが、T（職種）は、全員アルバイトであった。」と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間⑤に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥については、申立人は、「L社にはアルバイト募集の広告を見て応募し、N（業務）をしていた。」と主張している。

しかし、M社は、「申立人が申立期間⑥に勤務していたかどうか不明である。また、当社ではアルバイト従業員であれば社会保険に加入させていない。」と回答している。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間⑥において被保険者資格を有する2名に照会したが、回答を得ることができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間⑥に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間⑥における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月21日から13年7月27日まで
② 平成13年11月1日から16年10月27日まで

私は、平成9年11月21日から13年7月26日までA（職種）としてB社に勤務していたが、この期間に実際に支給されていた給与は45万円から50万円であり、記録されている標準報酬月額は大幅に低すぎる。また、同年11月から16年10月26日までA（職種）としてC社に勤務していたが、この期間に実際に支給されていた給与は50万円から55万円であり、記録されている標準報酬月額は大幅に低すぎる。納得できないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②について、申立人から提出された源泉徴収票における給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 6 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで A 事業所（その後、B 社）に C（職種）として勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 48 年 6 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで A 事業所に C（職種）として勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張しているところ、当該事業所の経営形態等について具体的に記憶していることなどから、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、B 社（昭和 50 年 5 月設立）は、58 年 3 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である上、個人事業所としての「A 事業所」及び個人事業主である「D」の名称では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、事業主は、「申立期間当時は、当社は厚生年金保険に加入していないので、申立人の給与から保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、事業主及びその妻は、申立期間において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 10 年 7 月 16 日まで

私は、A社に昭和 42 年 1 月から平成 10 年 7 月まで勤務していたが、申立期間は、毎年 2 万円くらいの昇給があつたにもかかわらず、標準報酬月額が増額変更されることなく、41 万円と記録されていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務した期間のうち、申立期間について毎年 2 万円くらいの昇給があつたにもかかわらず、標準報酬月額が増額変更されることなく、41 万円と記録されていることは納得できない。」と主張している。

しかし、当該事業所は、平成 21 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、破産宣告を受けて倒産しており、事業主の所在が判明しないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得し、申立期間に被保険者期間を有する者は 8 名いるが、オンライン記録において、申立期間中の標準報酬月額が申立人の主張するとおりに毎年増額変更されている者は 1 名も確認できない上、申立期間において、1 等級増額変更された者はいるが、標準報酬月額が 2 等級以上変更されている者は確認できないため、申立人のみが特殊な取扱いを受けていたという事情は見当たらない。

さらに、上記元同僚のうち所在の判明した 7 名に照会したところ、その

うち4名から回答があったが、具体的な証言は得られず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認することができない。

加えて、当該事業所が加入していたB厚生年金基金の加入記録について企業年金連合会へ照会したところ、申立期間に係る同基金の標準報酬月額の記録とオンライン記録の標準報酬月額は、一致していることが確認できる上、オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。